



県 章

滋賀県公報

平成 20 年 (2008 年)
3 月 31 日
号 外 (2)
月 曜 日

毎週 月・水・金曜 3 回発行

目 次 (印は、県例規集に登載するもの)

○ 規 則	
滋賀県公害防止条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (琵琶湖再生課)	1
滋賀県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則 (琵琶湖再生課)	1
滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例施行規則 (琵琶湖再生課)	28
○ 告 示	
化学的酸素要求量、窒素含有量および ^{りん} 燐含有量に係る汚濁負荷量規制基準の決定 (琵琶湖再生課)	35
滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例施行規則の規定に基づき知事が定める排水基準に係る検 定方法および排水の量に係る測定方法の廃止 (琵琶湖再生課)	40

規 則

滋賀県公害防止条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県規則 第 24 号

滋賀県公害防止条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

滋賀県公害防止条例の一部を改正する条例 (平成 19 年 滋賀県条例 第 53 号) の施行期日は、平成 20 年 8 月 1 日とする。

滋賀県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県規則 第 25 号

滋賀県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県公害防止条例施行規則 (昭和 48 年 滋賀県規則 第 10 号) の一部を次のように改正する。

目次中「排水の排出の規制」を「排水の排出の規制等」に、「第 19 条」を「第 19 条の 6」に、「第 3 章 雑則 (第 30 条 ~ 第 33 条)」を「第 2 章の 2 土壌の汚染の改善のための措置 (第 29 条の 2 ~ 第 29 条の 13) 第 3 章 雑則 (第 30 条 ~ 第 33 条)」に改める。

第 6 条を削り、第 5 条を第 6 条とする。

第 4 条中「第 2 条第 4 項」を「第 2 条第 5 項」に改め、同条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(水の汚染状態を示す項目)

第 4 条 条例第 2 条第 3 項第 2 号の規則で定める項目は、アンチモン含有量とする。

第 7 条中「第 2 条第 7 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 9 条第 2 号を削り、同条第 3 号中「第 9 条第 1 項第 3 号」を「第 9 条第 1 項第 2 号」に改め、同条を同条第 2 号とする。

「第 3 節 排水の排出の規制」を「第 3 節 排水の排出の規制等」に改める。

第 15 条第 1 項中「および第 22 条」を「から第 23 条まで」に、「特定施設設置 (使用) 届出書」を「特定施設設置 (使用・変更) 届出書」に改め、同条第 2 項中「第 21 条第 7 号」を「第 21 条第 1 項第 8 号」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 条例第 21 条第 2 項第 9 号の規則で定める事項は、特定地下浸透水に係る用水および排水の系統とする。

第 16 条を次のように改める。

(有害物質を含むものとしての要件)

第 16 条 条例第 24 条の規則で定める要件は、有害物質の種類ごとに水質汚濁防止法施行規則 第六条の二に基づき環境大臣が定める検定方法 (平成元年 環境庁告示 第 39 号) により特定地下浸透水または有害物質保管移送施設から地下に浸透する水の有害物質による汚染状態を検定した場合において、当該有害物質が検出されることとする。

第 17 条中「第 21 条 第 1 号または第 2 号」を「第 21 条 第 1 項 第 1 号もしくは第 2 号または同条 第 2 項 第 1 号もしくは第 2 号」に改め、「よつて、特定施設」の右に「または有害物質保管移送施設」を加え、「特定施設使用廃止届出書」を「特定施設 (有害物質保管移送施設) 使用廃止届出書」に改める。

第 2 章 第 3 節中第 19 条の次に次の 5 条を加える。

(有害物質の製造、使用または処理の状況等の記録)

第 19 条の 2 条例第 29 条の 4 の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 取り扱う有害物質の種類
- (2) 製造し、使用し、または処理した有害物質の量
- (3) 有害物質使用特定施設の種類
- (4) 有害物質使用特定施設の使用期間

2 条例第 29 条の 4 の規定による記録は、事業年度ごとに区分して行うものとし、事業年度の終了の日から 5 年間保存しなければならない。

(地下水の水質の汚濁の状況の調査)

第 19 条の 3 条例第 29 条の 5 の規則で定める者は、次に掲げる有害物質使用特定施設のみを設置する有害物質使用事業者とする。

- (1) 次に掲げる特定施設 (有害物質使用特定施設であるものに限る。以下この項において同じ。) であつて、配管等有害物質を当該施設へ供給するための系統を有せず、かつ、当該施設で製造し、使用し、または処理された有害物質または有害物質を含む汚水等を当該施設から排出または排水するための系統を有しない他の施設から独立した構造のもの

ア 別表第 1 第 23 項の 2 イ、第 67 項、第 68 項、第 68 項の 2、第 71 項の 5 および第 71 項の 6 に掲げる施設

イ 別表第 1 第 23 項ル、第 24 項二、第 26 項ホ、第 27 項又、第 32 項二、第 33 項リ、第 35 項ハ、第 36 項ロ、第 37 項タ、第 46 項二、第 47 項ホ、第 53 項ロ、第 62 項ホ、第 63 項ホ、第 63 項の 3 および第 75 項に掲げる施設

ウ 別表第 1 第 24 項ホ、第 27 項ル、第 33 項又、第 36 項ハ、第 61 項ホ、第 62 項へおよび第 76 項に掲げる施設

- (2) 別表第 1 第 68 項の 2 ロ、第 71 項の 2 イおよび第 81 項に掲げる特定施設であつて、配管等有害物質を当該施設へ供給するための系統を有せず、かつ、当該施設で製造し、使用し、または処理された有害物質または有害物質を含む濃厚な汚水等を当該施設から排出または排水するための系統を有しない構造のもの

- (3) 建物の 2 階以上に設置される特定施設であつて、当該設置される階以外の階からの配管等の有害物質を当該施設へ供給するための系統を有せず、かつ、当該施設で製造し、使用し、または処理された有害物質または有害物質を含む汚水等を当該施設から排出または排水するための系統を有しない他の施設から独立した構造のもの

- (4) アンモニアもしくはアンモニア化合物、亜硝酸化合物または硝酸化合物を製造し、使用し、または処理する特定施設

2 条例第 29 条の 5 の調査は、次に定めるところによる。

- (1) 敷地内の地下水の有害物質による水質の汚濁の状況の調査は、地下水の水質の汚濁の状況の監視のための井戸 (以下この項において「監視井戸」という。) の水の汚染状態の測定により行うこと。

- (2) 監視井戸の水の汚染状態の測定は、水質汚濁防止法施行規則 第九条の四の規定に基づく環境大臣が定める測定方法 (平成 8 年 環境庁告示 第 55 号) に定める方法により年 1 回以上行うこと。

- (3) 監視井戸の水の汚染状態の測定の対象となる有害物質は、有害物質使用特定施設において製造し、使用し、または処理する有害物質 (次のアからエまでに掲げる有害物質にあつては、当該有害物質の区分に応じ、当該アからエまでに定める物質を含む。) とする。

ア テトラクロロエチレン 1, 1 - ジクロロエチレン、シス - 1, 2 - ジクロロエチレンおよびトリクロロエチレン

イ 1, 1, 1 - トリクロロエタン 1, 1 - ジクロロエチレン

ウ 1, 1, 2 - トリクロロエタン 1, 2 - ジクロロエタン、1, 1 - ジクロロエチレンおよびシス - 1, 2 - ジクロロエチレン

エ トリクロロエチレン 1, 1 - ジクロロエチレンおよびシス - 1, 2 - ジクロロエチレン

(地下水の水質の浄化に係る措置命令等)

第 19 条の 4 条例第 29 条の 7 第 1 項または第 2 項の命令は、地下水の水質の汚濁の原因となる有害物質を含む水の地下への浸透があつた特定事業場の設置者または設置者であつた者および当該浸透があつたことにより地下水の流動の状況等を勘案してその水質の浄化のための措置が必要と認められる地下水の範囲を定めを行うものとする。

2 条例第 29 条の 7 第 1 項の必要な限度は、地下水に含まれる有害物質の量について別表第 11 の 2 の左欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の右欄に掲げる基準値 (以下「地下水浄化基準」という。) を超える地下水に関し、次の各号に掲げる地下水の利用等の状態に応じて当該各号に定める地点 (以下「測定点」という。) において当該地下水に含まれる有害物質の量が地下水浄化基準を超えないこととする。ただし、同項または同条第 2 項の命令を 2 以上の特定事業場の設置者または設置者であつた者に対して行う場合は、当該命令に係る地下水の測定点における測定値が地下水浄化基準を超えないこととなるようにそれらの者の特定事業場における有害物質を含む水の地下への浸透が当該地下水の水質の汚濁の原因となると認められる程度に応じて定められる当該地下水に含まれる有害物質の量の削減目標 (以下この条において「削減目標」という。) を達成することとする。

- (1) 人の飲用に供せられ、または供せられることが確実である場合 (次号から第 4 号までに掲げるものを除く。) 井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口
 - (2) 水道法 (昭和 32 年法律第 177 号) 第 3 条第 2 項に規定する水道事業 (同条第 5 項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。)、同条第 4 項に規定する水道用水供給事業または同条第 6 項に規定する専用水道のための原水として取水施設より取り入れられ、または取り入れられることが確実である場合 原水の取水施設の取水口
 - (3) 災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号) 第 40 条第 1 項に規定する都道府県地域防災計画等に基づき災害時において人の飲用に供せられる水の水源とされている場合 井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口
 - (4) 環境基本法 (平成 5 年法律第 91 号) 第 16 条第 1 項の規定による水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準 (有害物質に該当する物質に係るものに限る。) が確保されない公共用水域の水質の汚濁の主たる原因となり、または原因となることが確実である場合 地下水の公共用水域へのゆう出口に近接する井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口
- 3 条例第 29 条の 7 第 1 項の相当の期限は、第 1 項に規定する地下水の範囲、地下水の水質の汚濁の程度、地下水の水質の浄化のための措置に係る特定事業場の設置者または設置者であつた者の技術的または経済的能力その他の事項を勘案して、人の健康を保護する観点から合理的な範囲内で定めるものとする。
- 4 第 1 項に規定する命令は、同項に規定する地下水の範囲、達成すべき地下水浄化基準 (同項の命令を 2 以上の特定事業場の設置者または設置者であつた者に対して行う場合にあっては、削減目標)、相当の期限その他必要な事項を記載した文書により、当該特定事業場の設置者または設置者であつた者に対して行うものとする。

(報告および調査の要請)

第 19 条の 5 条例第 29 条の 8 の規則で定める基準は、前条第 2 項に規定する地下水浄化基準とする。

2 条例第 29 条の 8 の規則で定める事項は、工場等の用水および排水の系統とする。

(地下水浄化計画)

第 19 条の 6 条例第 29 条の 9 第 1 項に規定する地下水浄化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 地下水の汚染の状況
- (2) 汚染の拡大の防止または浄化を行う区域
- (3) 汚染の拡大の防止または浄化の方法
- (4) 汚染の拡大の防止または浄化の工程
- (5) 汚染の拡大の防止または浄化の期間中の環境保全対策

2 条例第 29 条の 9 第 6 項の規定による地下水浄化計画の進捗状況の報告は、年 1 回以上行うものとする。

第 2 章の次に次の 1 章を加える。

第 2 章の 2 土壌の汚染の改善のための措置

(指定有害物質使用特定施設の使用の廃止時の調査)

第 29 条の 2 条例第 49 条第 1 項本文の土壌の汚染の状況についての調査の対象となる指定有害物質は、当該使用が廃止された指定有害物質使用特定施設 (水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設であるものを除く。以下同じ。) において製造され、使用され、または処理されていた指定有害物質 (土壌汚染対策法施行令 (平成 14 年政令第 336 号) 第 1 条第 14 号または第 16 号から第 18 号までに掲げる物質にあつては、次の各号に掲げる物質の区分に応じ、当該各号に定める物質を含む。) とする。

- (1) 土壌汚染対策法施行令第 1 条第 14 号に掲げる物質 同条第 8 号、第 9 号および第 18 号に掲げる物質

- (2) 土壤汚染対策法施行令第 1 条第 16 号に掲げる物質 同条第 8 号に掲げる物質
- (3) 土壤汚染対策法施行令第 1 条第 17 号に掲げる物質 同条第 7 号から第 9 号までに掲げる物質
- (4) 土壤汚染対策法施行令第 1 条第 18 号に掲げる物質 同条第 8 号および第 9 号に掲げる物質

2 条例第 49 条第 1 項本文の報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して 120 日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該報告を行うことができない特別の事情があると認められるときは、知事は、当該土地の所有者等の申請により、その期限を延長することができる。

- (1) 当該土地の所有者等が当該指定有害物質使用特定施設を設置していた者である場合 (条例第 49 条第 1 項ただし書の確認を受けた場合を除く。) 当該指定有害物質使用特定施設の使用が廃止された日
- (2) 当該土地の所有者等が条例第 49 条第 2 項の通知を受けた者である場合 (条例第 49 条第 1 項ただし書の確認を受けた場合を除く。) 当該通知を受けた日
- (3) 条例第 49 条第 1 項ただし書の確認が取り消された場合 第 29 条の 4 第 5 項の通知を受けた日

3 条例第 49 条第 1 項本文の報告は、土壤の汚染の状況についての調査結果報告書 (別記様式第 15 号) によつてしなければならない。

(土壤の指定物質による汚染の状況の調査の方法)

第 29 条の 3 条例第 49 条第 1 項本文および第 50 条第 1 項本文の規則で定める方法は、土壤汚染対策法施行規則 (平成 14 年環境省令第 29 号) 第 3 条から第 11 条までに定めるとおりとする。

(人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認)

第 29 条の 4 条例第 49 条第 1 項ただし書または第 50 条第 1 項ただし書の確認を受けようとする土地の所有者等は、滋賀県公害防止条例第 49 条第 1 項 (第 50 条第 1 項) ただし書の確認申請書 (別記様式第 16 号) を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があつたときは、当該申請に係る土地が次の各号のいずれかに該当することが確実であると認められる場合に限り、条例第 49 条第 1 項ただし書または第 50 条第 1 項ただし書の確認をするものとする。

- (1) 工場等 (当該指定有害物質使用特定施設を設置していたものまたは当該工場等に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。) の敷地として利用されること。
- (2) 当該指定有害物質使用特定施設を設置していた小規模な工場等において、事業の用に供されている建築物と当該工場等の設置者 (その者が法人である場合にあっては、その代表者) の居住の用に供されている建築物とが同一のものであり、または近接して設置されており、かつ、当該居住の用に供されている建築物が引き続き当該設置者の居住の用に供される場合において、当該居住の用に供されている建築物の敷地 (これと一体として管理される土地を含む。) として利用されること。
- (3) 鉱山保安法 (昭和 24 年法律第 70 号) 第 2 条第 2 項本文に規定する鉱山もしくは同項ただし書に規定する附属施設の敷地または鉱山のうち鉱業権の消滅後 5 年以内であるものもしくは同法第 39 条第 1 項の命令に基づき土壤汚染による鉱害を防止するために必要な設備がされているものの敷地であつた土地であること。

3 知事は、条例第 49 条第 1 項ただし書の確認をする場合において、当該確認を受けた土地の利用状況を的確に把握するため必要があると認めるときは、当該確認に、当該土地の利用状況を知事に定期的に報告することその他の条件を付することができる。

4 条例第 49 条第 1 項ただし書の確認を受けた土地の所有者等は、当該土地の利用の方法に変更を生じたときは、遅滞なく、その旨を土地利用方法変更届出書 (別記様式第 17 号) により知事に届け出なければならない。

5 知事は、条例第 49 条第 1 項ただし書の確認をした後において、前項の届出その他の資料により当該確認に係る土地が第 2 項第 1 号から第 3 号までに該当しないと認めるに至つたときは、遅滞なく、当該確認を取り消し、その旨を当該土地の所有者等に通知するものとする。

6 条例第 49 条第 1 項ただし書の確認を受けた土地の所有者等が当該確認に係る土地に関する権利を譲渡し、または当該土地の所有者等について相続、合併もしくは分割 (当該確認に係る土地に関する権利を承継させるものに限る。) があつたときは、その権利を譲り受けた者または相続人、合併もしくは分割後存続する法人もしくは合併もしくは分割により設立した法人は、当該土地の所有者等の地位を承継する。

7 前項の規定により土地の所有者等の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を承継届出書 (別記様式第 18 号) により知事に届け出なければならない。

(土地の所有者等への通知)

第 29 条の 5 条例第 49 条第 2 項の通知は、指定有害物質使用特定施設の使用が廃止された際の土地の所有者等 (当該土地の所有者等から土地に関する権利を譲り受けた者その他の新たに土地の所有者等となつた者が同条第 1 項

の調査を行うことについて、当該土地の所有者等および当該新たに土地の所有者等となつた者が合意している場合にあっては、当該新たに土地の所有者等となつた者) に対して行うものとする。

2 条例第 49 条第 2 項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 使用が廃止された指定有害物質使用特定施設の種類の、設置場所および廃止年月日ならびに当該指定有害物質使用特定施設において製造され、使用され、または処理されていた指定有害物質の種類
- (2) 工場等の名称および当該工場等の敷地であつた土地の所在地
- (3) 同条第 1 項の報告を行うべき期限
(報告等の命令)

第 29 条の 6 条例第 49 条第 3 項に規定する命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。

(土地の形質変更時の調査)

第 29 条の 7 条例第 50 条第 1 項本文の土壌の汚染の状況についての調査の対象となる指定有害物質は、同項本文に規定する使用が廃止された特定施設において製造され、使用され、または処理されていた指定有害物質 (その廃止時に水質汚濁防止法第 2 条第 2 項第 1 号に規定する物質であつたものに限る。) (土壌汚染対策法施行令第 1 条第 14 号または第 16 号から第 18 号までに掲げる物質にあつては、次の各号に掲げる物質の区分に応じ、当該各号に定める物質を含む。) とする。

- (1) 土壌汚染対策法施行令第 1 条第 14 号に掲げる物質 同条第 8 号、第 9 号および第 18 号に掲げる物質
- (2) 土壌汚染対策法施行令第 1 条第 16 号に掲げる物質 同条第 8 号に掲げる物質
- (3) 土壌汚染対策法施行令第 1 条第 17 号に掲げる物質 同条第 7 号から第 9 号までに掲げる物質
- (4) 土壌汚染対策法施行令第 1 条第 18 号に掲げる物質 同条第 8 号および第 9 号に掲げる物質

2 条例第 50 条第 1 項本文の報告は、土壌の汚染の状況についての調査結果報告書 (別記様式第 15 号) によつてしなければならない。

(土地の形質変更時の調査を要しない行為)

第 29 条の 8 条例第 50 条第 2 項第 2 号の規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当しない行為とする。

- (1) 土壌の当該指定有害物質使用地外への搬出をすること。
- (2) 汚染の除去等の措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。
- (3) 当該指定有害物質使用地のうち土地の形質の変更に係る部分の面積の合計が 100 平方メートル以上であり、かつ、当該部分の深さが 50 センチメートル以上であること。
- (4) 当該指定有害物質使用地のうち土地の形質の変更に係る部分の深さが 3 メートル以上であること。

(指定有害物質による土壌の汚染状態の基準)

第 29 条の 9 条例第 50 条第 4 項の規則で定める基準は、土壌汚染対策法施行規則第 18 条に規定する指定区域の指定に係る基準とする。

(土地の形質変更の届出等)

第 29 条の 10 条例第 50 条の 2 第 1 項本文の届出は、土地の形質の変更届出書 (別記様式第 19 号) によつてしなければならない。

2 条例第 50 条の 2 第 1 項本文の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名または名称および住所ならびに法人にあつてはその代表者の氏名
- (2) 土地の形質の変更を行う指定有害物質使用地の所在地
- (3) 土地の形質の変更の内容
- (4) 汚染土壌の搬出 (当該汚染土壌に含まれる指定有害物質を分解し、または土壌から除去することなく、当該指定有害物質使用地内に戻す場合を除く。以下同じ。) の有無および搬出先
- (5) 土地の形質の変更の完了予定日

3 第 1 項の届出書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

- (1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした指定有害物質使用地の図面
- (2) 土地の形質の変更をしようとする指定有害物質使用地の状況を明らかにした図面
- (3) 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図および断面図
- (4) 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面

(土地の形質の変更の施行方法に関する基準)

第 29 条の 11 条例第 50 条の 2 第 2 項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 土地の形質の変更に当たり、汚染土壌または指定有害物質の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。
- (2) 土地の形質の変更に当たり、汚染土壌 (第 29 条の 9 の基準のうち土壌に水を加えた場合に溶出する指定有害

物質の量に関する基準に係るものに限る。) が当該指定有害物質使用地内の帯水層に接しないようにすること。

- (3) 土地の形質の変更を行つた後、土壤汚染対策法 (平成 14 年 法律 第 53 号) 第 7 条 第 4 項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

- (4) 掘削した汚染土壤の当該指定有害物質使用地外への搬出をする場合には、次に掲げる措置を講ずること。

ア 汚染土壤または指定有害物質の飛散等を防止するための措置を講ずること。

イ 搬出先において周辺環境に指定有害物質による汚染が拡散しないよう、搬出する汚染土壤の処分方法 (平成 15 年 環境省告示 第 20 号) に定める方法により汚染土壤の処分を行うこと。

ウ イの規定により汚染土壤の処分が適正に行われたことについて、搬出する汚染土壤の処分に係る確認方法 (平成 15 年 環境省告示 第 21 号) に定める方法により確認すること。

(指定有害物質使用地台帳)

第 29 条の 12 条例 第 50 条の 4 第 1 項の指定有害物質使用地台帳は、帳簿および図面をもつて調製するものとする。

2 前項の帳簿および図面は、指定有害物質使用地ごとに調製するものとする。

3 第 1 項の帳簿は、指定有害物質使用地につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 指定有害物質を使用していた工場等の名称

(2) 指定有害物質使用地の所在地

(3) 指定有害物質の使用状況

4 第 1 項の図面は、指定有害物質使用地およびその周辺の地図とする。

5 帳簿の記載事項および図面に変更があつたときは、知事は、速やかにこれを訂正しなければならない。

6 知事は、当該指定有害物質による汚染について、土壤汚染対策法 第 7 条 第 4 項の技術的基準に適合する指定有害物質による汚染の除去の措置またはこれに相当する指定有害物質による汚染の除去の措置が講じられていると認められた場合には、当該指定有害物質使用地に係る帳簿および図面を指定有害物質使用地台帳から削除しなければならない。

(土壤汚染改善管理計画)

第 29 条の 13 条例 第 50 条の 5 第 1 項および第 2 項に規定する土壤汚染改善管理計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 土壤の汚染の状況

(2) 汚染の除去または汚染の拡散の防止を行う区域

(3) 汚染の除去または汚染の拡散の防止の方法

(4) 汚染の除去または汚染の拡散の防止の工期

(5) 汚染の除去または汚染の拡散の防止の期間中の環境保全対策

2 条例 第 50 条の 5 第 4 項において準用する条例 第 29 条の 9 第 6 項の規定による土壤汚染改善管理計画の進捗状況の報告は、年 1 回以上行うものとする。

第 31 条の見出し中「義務」を「義務等」に改め、同条 第 1 項中「される水」の右に「または特定地下浸透水」を加え、同項 第 1 号中「測定は、」の右に「環境大臣が定める排水基準に係る検定方法 (昭和 49 年 環境庁告示 第 64 号) に定める方法および」を加え、同項 第 2 号中「日本工業規格 K0102 の 3. 2」を「日本工業規格 K0094 の 8」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(3) 特定地下浸透水の汚染状態の測定は、水質汚濁防止法施行規則 第六条の二の規定に基づく環境大臣が定める検定方法に定める方法により、毎月 1 回以上行うこと。

別表 第 1 第 23 項の次に次の 1 項を加える。

23 の 2 新聞業、出版業、印刷業または製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 自動式フィルム現像洗浄施設

ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設

ハ 自動式印刷施設 (イまたはロに掲げるものを除く。)

ニ 混合施設

別表 第 1 第 63 項の 2 の次に次の 1 項を加える。

63 の 3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設

別表 第 1 第 64 項の 2 中「(昭和 32 年 法律 第 177 号)」を削り、同表 第 71 項の 4 を次のように改める。

71 の 4 産業廃棄物処理施設 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 15 条 第 1 項に規定するものをいう。) のうち、次に掲げるもの

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和 46 年 政令 第 300 号) 第 7 条 第 1 号、第 3 号から第 6 号ま

で、第 8 号または第 11 号に掲げる施設であつて、国もしくは地方公共団体または産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第 14 条第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者および同法第 14 条の 4 第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの

□ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設

別表第1第71項の5および第71項の6中「またはテトラクロロエチレン」を「、テトラクロロエチレンまたはジクロロメタン」に改め、同表第72項中「し尿浄化そう」を「し尿浄化槽」に改め、同表第79項を次のように改める。

79 削除

別表第1第81項を次のように改める。

81 研究、試験、検査を行う事業場に設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの（第68項の2および第71項の2に掲げるものを除く。）

イ 理化学実験検査施設

口 生化学および微生物実験検査施設

別表第3から別表第5までを次のように改める。

別表第3から別表第5まで 削除

[illegible]

ム硝よ物トン素じ硝よ素しルゲ
アウ亜お合ツア室乗亜お室関トリ

に改め、同表備考中「別表 第12の方法」を「第31条に規定する方法」に改める。

別表第6の1(2)の表中	「	クロム含有量	フッ素含有量	大腸菌群数	ほう素含有量	アンチモン含有量	を	「	クロム含有量	大腸菌群数	アン
	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1立方センチメートルにつき個)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)		(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1立方センチメートルにつき個)	(単位1リットルにつきミリグラム)	
	0.1	8	3,000	2	0.05	0.1		3,000			

ンチモ
含有量

位1リツ
ルにつき
リグラム

0.05

に改める。

別表第6の2排出水の総量に係る排水基準を削る。

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

別表第11の次に次の1表を加える。

別表第 11 の 2 (第 19 条の 4 関係)

有 害 物 質 の 種 類	基 準 値
カドミウムおよびその化合物	1 リットルにつきカドミウム 0.01 ミリグラム
シアン化合物	検出されないこと。
有機 ^{りん} 燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトンおよび EPN に限る。)	検出されないこと。
鉛およびその化合物	1 リットルにつき鉛 0.01 ミリグラム
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム 0.05 ミリグラム
^ひ 砒素およびその化合物	1 リットルにつき ^ひ 砒素 0.01 ミリグラム
水銀およびアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀 0.0005 ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.03 ミリグラム
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
四塩化炭素	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム
1, 2 - ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.004 ミリグラム
1, 1 - ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム
1, 1, 1 - トリクロロエタン	1 リットルにつき 1 ミリグラム
1, 1, 2 - トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム
1, 3 - ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム
チウラム	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム
シマジン	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム
チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
ベンゼン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム
セレンおよびその化合物	1 リットルにつきセレン 0.01 ミリグラム
ほう素およびその化合物	1 リットルにつきほう素 1 ミリグラム
^{ふっ} 弗素およびその化合物	1 リットルにつき ^{ふっ} 弗素 0.8 ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物および硝酸化合物	1 リットルにつき亜硝酸性窒素および硝酸性窒素の合計量 10 ミリグラム

別表第 12 を次のように改める。

別表第 12 (第 31 条関係)

測 定 方 法

項 目	測 定 方 法
アンチモン含有量	日本工業規格 K0102 62 に定める方法

別記様式第 1 号中「滋賀県知事 様」を「(あて先) 氏名または名称および住所ならびに
滋賀県知事」に、法人にあつてはその代表者の氏名
申請者 印
届出 者

「 住所
申請者 (届出者) 氏名 ④ に改める。
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称および代表者の氏名)」

別記様式第 2 号中「滋賀県知事 様」を「(あて先) 氏名または名称および住所ならびに
滋賀県知事」に、法人にあつてはその代表者の氏名
申請者 印

「 住所
申請者 氏名 ④ に改める。
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称および代表者の氏名)」

別記様式第 3 号から別記様式第 5 号までの様式中「滋賀県知事 様」を「(あて先) 氏名また
滋賀県知事」に、法人にあ
届出者

「 住所
届出者 氏名 ④ に改める。
は名称および住所ならびに 氏名
つてはその代表者の氏名 を 氏名
印 (法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称および代表者の氏名)」

別記様式第 6 号を次のように改める。

様式第 6 号 (第 15 条関係)

特定施設設置 (使用・変更) 届出書

年 月 日

(あて先)

滋賀県知事

住 所

届出者

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称および代表者の氏名)

滋賀県公害防止条例第 21 条第 1 項または第 2 項 (第 22 条第 1 項または第 2 項、第 23 条) の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

工 場 ま た は 事 業 場 の 名 称		整 理 番 号	
工 場 ま た は 事 業 場 の 所 在 地		受 理 年 月 日	年 月 日
第 21 条 第 1 項 関 係	特定施設の種類		施 設 番 号
	特定施設の構造	別紙 1 のとおり	審 査 結 果
	特定施設の使用の方法	別紙 2 のとおり	備 考
	汚水等の処理の方法	別紙 3 のとおり	
	有害物質保管移送施設の構造および使用の方法	別紙 4 のとおり	
	排出水の汚染状態および量	別紙 5 のとおり	
	排出水に係る用水および排水の系統	別紙 6 のとおり	
第 21 条 第 2 項 関 係	有害物質使用特定施設の種類		
	有害物質使用特定施設の構造	別紙 7 のとおり	
	有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙 8 のとおり	
	汚水等の処理の方法	別紙 9 のとおり	
	有害物質保管移送施設の構造および使用の方法	別紙 5 のとおり	
	特定地下浸透水の浸透の方法	別紙 10 のとおり	
	特定地下浸透水に係る用水および排水の系統	別紙 11 のとおり	

備考 1 特定施設の種類の欄および有害物質使用特定施設の種類の欄には、規則別表第 1 に掲げる項番号および名称を記載すること。

2 印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。

3 印の欄には、記載しないこと。

4 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前および変更後の内容を対照させること。

5 届出書および別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(別紙 1)

特 定 施 設 の 構 造

工 場 また は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		
特定施設項番号および名称		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該特定施設およびこれに関連する主要機械または主要装置の配置を記載すること。

(別紙 2)

特定施設の使用方法

工場または事業場における施設番号					
特定施設項番号および名称					
設置場所					
操業の系統					
使用時間間隔					
1 日当たりの使用時間					
使用の季節的変動					
原材料 (消耗資材を含む。)の種類、使用方法および 1 日当たりの使用量					
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
汚水等の量 (m^3 / 日)		通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

(別紙 3)

汚 水 等 の 処 理 の 方 法

工 場 また は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号									
処 理 施 設 の 設 置 場 所									
設 置 年 月 日		年 月 日				年 月 日			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		年 月 日				年 月 日			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		年 月 日				年 月 日			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日				年 月 日			
種 類 お よ び 型 式									
構 造									
主 要 寸 法									
能 力									
処 理 の 方 式									
処 理 の 系 統									
集 水 お よ び 導 水 の 方 法									
使 用 時 間 間 隔									
1 日 当 た り の 使 用 時 間									
使 用 の 季 節 変 動									
消 耗 資 材 の 1 日 当 た り の 用 途 別 使 用 量									
汚 水 等 の 汚 染 状 態 お よ び 量	種 類 ・ 項 目	通 常		最 大		通 常		最 大	
		処 理 前	処 理 後	処 理 前	処 理 後	処 理 前	処 理 後	処 理 前	処 理 後
	量 (m ³ /日)								
残 さ の 種 類、1 月 間 の 種 類 別 生 成 量 お よ び 処 理 方 法									
排 出 水 の 排 出 方 法									
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項									

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

2 排水水の排水方法の欄には、排出口の位置および数ならびに排出先を含め記載すること。

(別紙 4)

有害物質保管移送施設の構造および使用の方法

工 場 また は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
有害物質の漏えい防止対策		
操 業 の 系 統		
原材料 (消耗資材を含む。) の 種 類、 使 用 方 法 お よ び 1 日 当 た り の 使 用 量		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質保管移送施設およびこれに関連する主要機械または主要装置の配置を記載すること。

(別紙 5)

排水に係る排水の汚染状態および量

工場または事業場における施設番号					
排水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
排水の量 (m^3 / 日)		通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

(別紙 6)

排水に係る用水および排水の系統

(別紙 7)

有害物質使用特定施設の構造

工場または事業場における施設番号		
特定施設項番号および名称		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設およびこれに関連する主要機械または主要装置の配置を記載すること。

(別紙 8)

有害物質使用特定施設の使用の方法

工場または事業場における施設番号					
特定施設項番号および名称					
設置場所					
操業の系統					
使用時間間隔					
1 日当たりの使用時間					
使用の季節的変動					
原材料 (消耗資材を含む。)の種類、使用方法および 1 日当たりの使用量					
汚水等の汚染状態	種類	通常	最大	通常	最大
汚水等の量 (m^3 / 日)		通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、有害物質による汚染状態について記載すること。

(別紙 9)

汚 水 等 の 処 理 の 方 法

工 場 また は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号									
処 理 施 設 の 設 置 場 所									
設 置 年 月 日		年 月 日				年 月 日			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		年 月 日				年 月 日			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		年 月 日				年 月 日			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日				年 月 日			
種 類 お よ び 型 式									
構 造									
主 要 寸 法									
能 力									
処 理 の 方 式									
処 理 の 系 統									
集 水 お よ び 導 水 の 方 法									
使 用 時 間 間 隔									
1 日 当 た り の 使 用 時 間									
使 用 の 季 節 変 動									
消 耗 資 材 の 1 日 当 た り の 用 途 別 使 用 量									
汚 水 等 の 汚 染 状 態 お よ び 量	種 類	通 常		最 大		通 常		最 大	
		処 理 前	処 理 後	処 理 前	処 理 後	処 理 前	処 理 後	処 理 前	処 理 後
	量 (m ³ / 日)								
残 さ の 種 類、 1 月 間 の 種 類 別 生 成 量 お よ び 処 理 方 法									
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項									

備考 汚水等の汚染状態の欄には、有害物質による汚染状態について記載すること。

(別紙 10)

特定地下浸透水の浸透の方法

浸透施設の位置									
浸透施設の数									
浸 透 水	工場または事業場 における施設番号								
	量 (m ³ /日)	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項									

(別紙 11)

特定地下浸透水に係る用水および排水の系統

用 水 お よ び 排 水 の 系 統			
用 途 別 用 水 使 用 量	用 途	使 用 水	用水使用量 (m ³ / 日)

別記様式第 7 号を次のように改める。

様式第 7 号 削除

別記様式第 8 号中「滋賀県知事 様」を「(あて先) 氏名または名称および住所ならびに
滋賀県知事」に、法人にあつてはその代表者の氏名 を
届出者 印 」

「 住所
届出者
氏名 ㊦ に改める。
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称および代表者の氏名)」

別記様式第 9 号中「特定施設使用廃止届出書」を「特定施設 (有害物質保管移送施設) 使用廃止届出書」に、「滋賀

県知事 様」を「(あて先) 氏名または名称および住所ならびに 住所
滋賀県知事」に、法人にあつてはその代表者の氏名 を 届出者
届出者 氏名 印 」 (法人
所在

㊦ に、「特定施設の使用」を「特定施設 (有害物質保管移送施設) の使用」に、「 特 定
にあつては、主たる事務所の
地、名称および代表者の氏名)」

「 施設 の 設 置 場 所 」を「 特定施設または有害物質
保管移送施設の設置場所 」に改める。

別記様式第 10 号中「滋賀県知事 様」を「(あて先) 氏名または名称および住所ならびに
滋賀県知事」に、法人にあつてはその代表者の氏名 を
届出者 印 」

「 住所
届出者
氏名 ㊦ に、「特定施設に係る」を「特定施設 (ばい煙発生施設) に係
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称および代表者の氏名)」
る」に改める。

別記様式第 11 号および別記様式第 14 号中「滋賀県知事 様」を「(あて先) 氏名または名称
滋賀県知事」に、法人にあつては
届出者

「 住所
届出者
氏名 ㊦ に改める。
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称および代表者の氏名)」
おおよび住所ならびに 住所
その代表者の氏名 を 届出者
印 」

別記様式第 15 号から別記様式第 22 号までを次のように改める。

様式第 15 号 (第 29 条の 2、第 29 条の 7 関係)

土壌の汚染の状況についての調査結果報告書

年 月 日

(あて先)

滋賀県知事

住 所

報告者

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称および代表者の氏名)

滋賀県公害防止条例第 49 条第 1 項本文 (第 50 条第 1 項本文) の規定による調査を行つたので、同項の規定に基づき、次のとおり報告します。

工 場 また は 事 業 場 の 名 称		
工 場 また は 事 業 場 の 敷 地 で あ つ た 土 地 の 所 在 地		
使用が廃止された指定有害物質使用特定施設		
	施 設 の 種 類	
	施 設 の 設 置 場 所	
	廃 止 年 月 日	
	製造、使用または処理されて いた 指 定 有 害 物 質 の 種 類	
土 地 の 形 質 の 変 更 の 種 類		
土 地 の 形 質 の 変 更 の 場 所		
土 地 の 形 質 の 変 更 の 内 容		
土 地 の 形 質 の 変 更 の 施 行 方 法		
土 壌 の 汚 染 の 状 況 に つ い て の 調 査 の 結 果		
土 壌 の 汚 染 の 状 況 に つ い て の 調 査 を 行 つ た 指 定 調 査 機 関 の 氏 名 ま た は 名 称		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式 第 16 号 (第 29 条の 4 関係)

滋賀県公害防止条例 第 49 条 第 1 項 (第 50 条 第 1 項) ただし書の確認申請書

年 月 日

(あて先)

滋賀県知事

住 所

申請者

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称および代表者の氏名)

滋賀県公害防止条例 第 49 条 第 1 項 (第 50 条 第 1 項) ただし書の規定による確認を受けたいので、次のとおり申請します。

工 場 また は 事 業 場 の 名 称		
工 場 また は 事 業 場 の 敷 地 で あ つ た 土 地 の 所 在 地		
使用が廃止された指定有害物質使用特定施設		
	施 設 の 種 類	
	施 設 の 設 置 場 所	
	廃 止 年 月 日	
	製造、使用または処理されて いた 指 定 有 害 物 質 の 種 類	
確 認 を 受 け よ う と す る 土 地 の 範 囲		
確 認 を 受 け よ う と す る 土 地 に つ い て 予 定 さ れ て い る 利 用 の 方 法		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式 第 17 号 (第 29 条の 4 関係)

土 地 利 用 方 法 変 更 届 出 書

年 月 日

(あて先)

滋賀県知事

住 所

届出者

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称および代表者の氏名)

滋賀県公害防止条例第 49 条第 1 項 (第 50 条第 1 項) ただし書の確認を受けた土地について予定されている利用の方法に変更が生じたので、滋賀県公害防止条例施行規則第 29 条の 4 第 4 項の規定により、次のとおり届け出ます。

確認を受けた土地		
	所 在 地	
	確 認 を 受 け た 年 月 日	
土地について予定されている利用の方法		
	利用方法を変更しようとする 土 地 の 範 囲	
	変 更 前	
	変 更 後	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式 第 18 号 (第 29 条の 4 関係)

承 継 届 出 書

年 月 日

(あて先)

滋賀県知事

住 所

届出者

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称および代表者の氏名)

滋賀県公害防止条例 第 49 条 第 1 項 (第 50 条 第 1 項) ただし書の確認を受けた土地の所有者等の地位を承継したので、滋賀県公害防止条例施行規則 第 29 条の 4 第 7 項の規定により、次のとおり届け出ます。

確認を受けた土地		
	所 在 地	
	確 認 を 受 け た 年 月 日	
承 継 し た 土 地 の 範 囲		
承 継 の 年 月 日		
被承継者		
	氏 名 ま た は 名 称	
	住 所	
承 継 の 原 因		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式 第 19 号 (第 29 条の 10 関係)

土 地 の 形 質 の 変 更 届 出 書

年 月 日

(あて先)

滋賀県知事

住 所

届出者

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称および代表者の氏名)

滋賀県公害防止条例 第 50 条の 2 第 1 項の規定により、土壤の指定有害物質による汚染状態が土壤基準に適合しない指定有害物質使用地における土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土壤の指定有害物質による汚染状態が土壤基準に適合しない指定有害物質使用地における土地の所在地	
土 地 の 形 質 の 変 更 の 種 類	
土 地 の 形 質 の 変 更 の 場 所	
土 地 の 形 質 の 変 更 の 内 容	
土地の形質の変更の施行方法	
汚染土壤の搬出の有無および搬出先	
土 地 の 形 質 の 変 更 の 着手予定日 (または着手日)	
土 地 の 形 質 の 変 更 の 完了予定日 (または完了日)	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式 第 20 号から様式 第 22 号まで 削除
付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 滋賀県公害防止条例の一部を改正する条例 (平成 19 年 滋賀県条例 第 53 号) 付則 第 2 項および第 3 項の規定による届出は、改正後の滋賀県公害防止条例施行規則別記様式 第 6 号の例による届出書によってしなければならない。
- 3 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県公害防止条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。
- 4 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県規則 第 26 号

滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例施行規則 (昭和 55 年 滋賀県規則 第 21 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条 第 2 項中「知事が定める方法」を「環境大臣が定める排水基準に係る検定方法 (昭和 49 年 環境庁告示 第 64 号) に定める方法」に改める。

第 6 条 第 2 項中「および第 9 条」を「、第 9 条および第 10 条」に、「指定施設設置 (使用) 届出書」を「指定施設設置 (使用・変更) 届出書」に改める。

第 7 条を次のように改める。

第 7 条 削除

第 8 条中「氏名変更等届出書」を「氏名等変更届出書」に改める。

第 12 条 第 1 項 第 2 号中「知事が定める測定方法」を「日本工業規格 K0094 の 8 に定める測定方法」に改める。

別表 第 1 第 5 項中「出版印刷、同関連産業」を「新聞業、出版業、印刷業または製版業」に改め、同項イ中「自動式印刷施設」を「自動式印刷施設 (自動式フィルム洗浄施設および自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設を除く。)」に改め、同表 第 7 項を次のように改める。

- 7 研究、試験または検査を行う事業場に設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (令別表 第 1 の第 68 号の 2 および第 71 号の 2 に掲げるものを除く。)

イ 理化学実験検査施設

ロ 生化学および微生物実験検査施設

別表 第 2 の 1 の表その他の業種等の部畜産農業またはサービス業に係る豚房、牛房、馬房の款、下水道終末処理施設の款およびし尿処理施設 (し尿浄化槽を除く。) の款を削り、同表備考 2 中「下水道終末処理施設、し尿処理施設および」を削る。

別表 第 2 の 2 の表その他の業種等の部畜産農業またはサービス業に係る豚房、牛房、馬房の款、下水道終末処理施設の款およびし尿処理施設 (し尿浄化槽を除く。) の款を削り、同表備考 2 中「下水道終末処理施設、し尿処理施設および」を削る。

別記様式 第 1 号を次のように改める。

様式 第 1 号

指定施設設置 (使用・変更) 届出書

年 月 日

(あて先)

滋賀県知事

届出者 住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称および代表者の氏名)

滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例第 8 条 (第 9 条、第 10 条) の規定により、指定施設の設置 (使用・変更) について、次のとおり届け出ます。

工 場 ま た は 事 業 場 の 名 称		整 理 番 号	
工 場 ま た は 事 業 場 の 所 在 地		受理年月日	年 月 日
指 定 施 設 の 種 類		施 設 番 号	
指 定 施 設 の 構 造	別紙 1 のとおり	審 査 結 果	
指 定 施 設 の 使 用 の 方 法	別紙 2 のとおり	備 考	
汚 水 等 の 処 理 の 方 法	別紙 3 のとおり		
排 出 水 の 汚 染 状 態 お よ び 量	別紙 4 のとおり		
用 水 お よ び 排 水 の 系 統	別紙 5 のとおり		

備考 1 指定施設の種類の欄には、別表第 1 に掲げる項番号および名称を記載すること。

2 印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。

3 印の欄には、記載しないこと。

4 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前および変更後の内容を対照させること。

5 届出書および別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(別紙 1)

指 定 施 設 の 構 造

工 場 また は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		
指 定 施 設 番 号 お よ び 名 称		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項		

備考 配置の欄には、当該指定施設およびこれに関連する主要機械または主要装置の配置を記載すること。

(別紙 2)

指 定 施 設 の 使 用 の 方 法

工 場 また は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号					
指 定 施 設 番 号 お よ び 名 称					
設 置 場 所					
操 業 の 系 統					
使 用 時 間 間 隔					
1 日 当 た り の 使 用 時 間					
使 用 の 季 節 的 変 動					
原 材 料 (消 耗 資 材 を 含 む 。) の 種 類 、 使 用 方 法 お よ び 1 日 当 た り の 使 用 量					
汚 水 等 の 汚 染 状 態	種 類 ・ 項 目	通 常	最 大	通 常	最 大
汚 水 等 の 量 (m ³ / 日)		通 常	最 大	通 常	最 大
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該工場等の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

(別紙 3)

汚 水 等 の 処 理 の 方 法

工 場 また は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号									
処 理 施 設 の 設 置 場 所									
設 置 年 月 日		年 月 日				年 月 日			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		年 月 日				年 月 日			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		年 月 日				年 月 日			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日				年 月 日			
種 類 お よ び 形 式									
構 造									
主 要 寸 法									
能 力									
処 理 の 方 式									
処 理 の 系 統									
集 水 お よ び 導 水 の 方 法									
使 用 時 間 間 隔									
1 日 当 た り の 使 用 時 間									
使 用 の 季 節 変 動									
消 耗 資 材 の 1 日 当 た り の 用 途 別 使 用 量									
汚 水 等 の 汚 染 状 態 お よ び 量	種 類 ・ 項 目	通 常		最 大		通 常		最 大	
		処 理 前	処 理 後	処 理 前	処 理 後	処 理 前	処 理 後	処 理 前	処 理 後
	量 (m ³ /日)								
残 さ の 種 類 、 1 月 間 の 種 類 別 生 成 量 お よ び 処 理 方 法									
排 出 水 の 排 出 方 法									
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項									

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該工場等の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

2 排水水の排出方法の欄には、排出口の位置および数ならびに排出先を含め記載すること。

(別紙 4)

排 出 水 の 汚 染 状 態 お よ び 量

工 場 また は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号					
排 出 水 の 汚 染 状 態	種 類 ・ 項 目	通 常	最 大	通 常	最 大
排 出 水 の 量		通 常	最 大	通 常	最 大
(m ³ / 日)					
その他参考となるべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該工場等の排出水に係る排出基準に定められた事項について記載すること。

(別紙 5)

用 水 お よ び 排 水 の 系 統

--

別記様式第2号を次のように改める。

様式第2号 削除

別記様式第3号中「氏名変更等届出書」を「氏名等変更届出書」に、「滋賀県知事 殿」を「(あて先) 滋賀県知事」に、

「屈出者」

〔氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者の氏名〕

「届出者 氏 名
住 所
を
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称および代表者の氏名〕
に改める。」

「屈出者」

別記様式第4号および別記様式第5号中「滋賀県知事 殿」を「(あて先) 滋賀県知事」に、

「届出者 氏 名
住 所
を
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称および代表者の氏名〕
に改める。」

別記様式第9号中「 殿」を「 様」に改める。

付 則

- 1 この規則は、平成20年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

告 示

滋賀県告示第220号

湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)第7条第1項の規定に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量および^{りん}含有量に係る汚濁負荷量規制基準(以下「規制基準」という。)を次のとおり定め、平成20年8月1日から施行する。

平成 8 年滋賀県告示 第 150 号 (化学的酸素要求量、窒素含有量および^{りん}含有量に係る汚濁負荷量規制基準の決定)
は、廃止する。

平成20年3月31日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

規制基準は、それぞれ、次の各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める日以降新たに設置された湖沼特定事業場（以下「新設事業場」という。）であって下水道終末処理施設、地方公共団体が設置するし尿処理施設もしくは浄化槽または土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の4第1項に規定する農業集落排水施設整備事業に係る施設（浄化槽に限る。以下同じ。）（以下「汚水処理施設等」という。）を設置する事業場以外のものについては1に掲げる算式により、新設事業場以外の湖沼特定事業場（汚水処理施設等を設置する事業場を除く。）については2に掲げる算式により、汚水処理施設等を設置する事業場については3に掲げる算式によるものとする。

- (1) 化学的酸素要求量 平成 8 年 7 月 1 日
(2) 窒素含有量および^{りん}含有量 平成 6 年 7 月 1 日

$$1 \quad L = a \cdot O^b \times 10^{-3}$$

この式において、 L 、 Q 、 a および b は、それぞれ次の値を表すものとする。

L 排水が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)

Q 排水の量(単位 1 日につき立方メートル)

aおよびb それぞれ別表1のとおりとする。

$$2 \quad L = \{ a \cdot O^{b-1} \cdot (O - O_0) + a_0 \cdot O_0^{b0} \} \times 10^{-3}$$

この式において、 L 、 O 、 O_0 、 a 、 b 、 a_0 および b_0 は、それぞれ次の値を表すものとする。

L 排水が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)

L が最大となる数値を適用する。

- 4 湖沼水質保全特別措置法施行令 (昭和 60 年 政令第 37 号) 第 5 条 第 2 号の湖沼特定施設のみを設置する湖沼特定事業場に係る排水についてはこの表のし尿浄化槽に係る区分のうち 201 人以上 500 人以下の区分に係る数値を適用し、その他のし尿浄化槽のみを設置する湖沼特定事業場については 501 人以上の区分に係る数値を適用する。

別表 2

区 分			1 日 の 平 均 的 な 排 出 量 の 総 量	a。値					b。値
				化学的酸 素要求量	窒素含有量		りん 燐 含 有 量		
					既設	新設	既設	新設	
製 造 業	食料品製造業 (弁当製造業を除く。)		50 立方メートル以上 1,000 立方メートル未満	61.6	24.6	14.8	3.70	1.85	0.95
			1,000 立方メートル以上	57.2	21.5	14.3	2.86	1.43	
	弁当製造業		50 立方メートル以上 1,000 立方メートル未満	56.7	28.3	22.7	5.67	3.40	0.97
			1,000 立方メートル以上	49.6	24.8		3.72	2.48	
	繊維工業		50 立方メートル以上 1,000 立方メートル未満	56.7	13.6	9.1	1.70	0.91	0.97
			1,000 立方メートル以上	49.6	12.4		1.24	0.62	
	化学工業 (ゼラチン製造業を除く。)		50 立方メートル以上 1,000 立方メートル未満	34.0	11.3	9.1	1.70	0.91	0.97
			1,000 立方メートル以上	24.8	9.9		1.24	0.62	
	ゼラチン製造業		50 立方メートル以上 1,000 立方メートル未満	45.3	17.0	11.3	1.70	0.91	0.97
			1,000 立方メートル以上	37.2	14.9		1.24	0.62	
	その他の製造業		50 立方メートル以上 1,000 立方メートル未満	34.0	13.6	9.1	1.36	0.68	0.97
			1,000 立方メートル以上	24.8	9.9		0.99	0.62	
そ の 他 の 業 種 等	畜産農業またはサービス業に係る豚房、牛房、馬房		50 立方メートル以上	125.1	83.4	46.9	26.10	15.60	0.99
	し尿浄化槽（し尿浄化槽のみを設置する湖沼特定事業場に限る。）	501人以上	50 立方メートル以上	20.9	20.9	20.9	5.21	5.21	0.99
		201人以上 500人以下	50 立方メートル以上	31.3	62.6	41.7	8.34	5.21	
	その他の業種		50 立方メートル以上 1,000 立方メートル未満	56.7	28.3	22.7	5.67	3.40	0.97
			1,000 立方メートル以上	49.6	24.8		3.72	2.48	

注 1 製造業に係る湖沼特定施設を設置する湖沼特定事業場でその他の業種等に係る湖沼特定施設を設置するものの排水については、この表に掲げる製造業に係る数値を適用する。

- 2 この表の製造業に係る区分のうち 2 以上の区分に属する湖沼特定事業場に係る排水については、L が最大となる数値を適用する。
- 3 この表のその他の業種等に係る区分のうち 2 以上の区分に属する湖沼特定事業場に係る排水については、L が最大となる数値を適用する。
- 4 湖沼水質保全特別措置法施行令第 5 条 第 2 号の湖沼特定施設のみを設置する湖沼特定事業場に係る排水についてはこの表のし尿浄化槽に係る区分のうち 201 人以上 500 人以下の区分に係る数値を適用し、その他のし尿浄化槽のみを設置する湖沼特定事業場については 501 人以上の区分に係る数値を適用する。
- 5 昭和 60 年 7 月 14 日以前に設置されたし尿浄化槽 (501 人以上であり、かつ、し尿浄化槽のみを設置する湖

沼特定事業場に限る。) にあっては、この表のし尿浄化槽に係る区分のうち 501 人以上の区分に係る既設の窒素含有量に係る a₀ 値の欄中、20.9 とあるのは、26.1 とする。

別表 3

(1) 下水道終末処理施設および地方公共団体が設置するし尿処理施設

d 値		
化学的酸素要求量	窒素含有量	りん 燐含有量
1.0	1.0	1.0

注 琵琶湖流域下水道の終末処理施設および朽木村野尻浄化センターの窒素含有量に係る d 値については 0.67、琵琶湖流域下水道の終末処理施設のりん燐含有量に係る d 値については 0.5 とする。

(2) 地方公共団体が設置する浄化槽

区 分	規 模	d 値		
		化学的酸素 要 求 量	窒素含有量	りん 燐含有量
し尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件 (昭和 55 年建設省告示第 1292 号。以下「昭和 55 年告示」という。) 第 6 に掲げる回転板接触方式、接触ばっ気方式、長時間ばっ気方式、散水ろ床方式および標準活性汚泥方式	201 人以上	1.0	1.0	1.0
昭和 55 年告示第 7 に掲げる接触ばっ気・ろ過方式および凝集分離方式	201 人以上 500 人以下	0.5	1.0	1.0
	501 人以上	0.75		
昭和 55 年告示第 8 に掲げる接触ばっ気・活性炭吸着方式および凝集分離・活性炭吸着方式	201 人以上 500 人以下	0.34	1.0	1.0
	501 人以上	0.5		
昭和 55 年告示第 9 に掲げる硝化液循環活性汚泥方式	201 人以上 500 人以下	0.5	0.34	0.13
	501 人以上	0.75	0.5 1.0	0.2
昭和 55 年告示第 10 に掲げる硝化液循環活性汚泥方式および三次処理脱窒・脱りん燐方式	201 人以上 500 人以下	0.5	0.34	0.13
	501 人以上	0.75	0.5 1.0	0.2
昭和 55 年告示第 11 に掲げる硝化液循環活性汚泥方式および三次処理脱窒・脱りん燐方式	201 人以上 500 人以下	0.5	0.34	0.13
	501 人以上	0.75	0.5 1.0	0.2

注 1 平成 12 年建設省告示第 1465 号による改正前の昭和 55 年告示に基づく性能を有する浄化槽または個別認定を受けた浄化槽等であって表に示す構造にあてはまらない浄化槽にあっては、各々の性能を排水基準で割った値を d 値とする。

2 201 人以上 500 人以下の浄化槽に適用される d 値のうち、上段の値は昭和 61 年 12 月 23 日以前に設置されたものに限り、下段の値は昭和 61 年 12 月 24 日以後に設置されたものに限る。

(3) 土地改良法 第 57 条の 4 第 1 項に規定する農業集落排水施設整備事業に係る施設

区 分	処 理 性 能			規 模	d 値		
	化学 的酸 素要 求量	窒素 含有 量	リン 含有 量		化学 的酸 素要 求量	窒素 含有 量	リン 含有 量
嫌気性ろ床および接触ばっ気を組み合わせた方式 (脱窒型) または流量調整、嫌気性ろ床および接触ばっ気を組み合わせた方式 (脱窒型) であって右の処理性能を有するもの		20		201 人以上 500 人以下	1.0	0.34	1.0
				501 人以上		1.0	
脱窒素を考慮した流量調整、嫌気性ろ床および接触ばっ気 (活性汚泥併用) を組み合わせた方式 (脱窒型) であって右の処理性能を有するもの		20		201 人以上 500 人以下	1.0	0.34	1.0
				501 人以上		1.0	
脱窒素、脱リンを考慮した流量調整、嫌気性ろ床および接触ばっ気 (活性汚泥併用) を組み合わせた方式 (脱窒、脱リン、COD 除去型) であって右の処理性能を有するもの	20	20	1	201 人以上 500 人以下	0.6	0.34	0.13
				501 人以上	1.0	0.5 1.0	0.20
回分式活性汚泥方式 (脱窒型) であって右の処理性能を有するもの		15		201 人以上 500 人以下	1.0	0.25 0.38	1.0
				501 人以上		0.7	
回分式活性汚泥方式 (脱窒、COD 除去型) であって右の処理性能を有するもの	15	15		201 人以上 500 人以下	0.5	0.25 0.38	1.0
				501 人以上	0.75	0.7	
回分式活性汚泥方式 (脱窒、脱リン、COD 除去型) であって右の処理性能を有するもの	15	15	1	201 人以上 500 人以下	0.5	0.25 0.38	0.2
				501 人以上	0.75	0.7	
DO 制御回分式活性汚泥方式 (高度脱窒、脱リン、COD 除去型) であって右の処理性能を有するもの	15	10	1	201 人以上 500 人以下	0.5	0.17 0.25	0.2
				501 人以上	0.75	0.5	
連続流入間欠ばっ気方式 (脱窒型) であって右の処理性能を有するもの		15		201 人以上 500 人以下	1.0	0.25 0.38	1.0
				501 人以上		0.7	
連続流入間欠ばっ気方式 (脱窒、脱リン型) であって右の処理性能を有するもの		15	3	201 人以上 500 人以下	1.0	0.25 0.38	0.6
				501 人以上		0.75	
連続流入間欠ばっ気方式 (脱窒、高度脱リン型) であって右の処理性能を有するもの		15	1	201 人以上 500 人以下	1.0	0.25 0.38	0.2
				501 人以上		0.75	

連続流入間欠ばっ気方式 (脱窒、CO D 除去型) であって右の処理性能を 有するもの	20	15		201 人以上 500 人以下	0.67	0.25	1.0
				501 人以上	1.0	0.38	
連続流入間欠ばっ気方式 (脱窒、脱 リン、COD 除去型) であって右の処理 性能を有するもの	20	15	1	201 人以上 500 人以下	0.67	0.25	0.13
				501 人以上	1.0	0.38	0.2
DO 制御連続流入間欠ばっ気方式 (高 度脱窒、脱リン、COD 除去型) であ って右の処理性能を有するもの	15	10	1	201 人以上 500 人以下	0.5	0.17	0.13
				501 人以上	0.75	0.25	0.2
間欠流入間欠ばっ気方式 (高度脱窒、 COD 除去型) であって右の処理性能 を有するもの	15	10		201 人以上 500 人以下	0.5	0.17	1.0
				501 人以上	0.75	0.25	
膜分離活性汚泥方式であって右の処 理性能を有するもの	10	10	1	201 人以上 500 人以下	0.34	0.17	0.13
				501 人以上	0.5	0.25	0.2
膜分離活性汚泥方式 (高度脱リン) で あって右の処理性能を有するもの	10	10	0.5	201 人以上 500 人以下	0.34	0.17	0.07
				501 人以上	0.5	0.25	0.1
膜分離活性汚泥方式 (FRP) (脱窒、 高度脱リン) であって右の処理性能 を有するもの	10	15	0.5	201 人以上 500 人以下	0.34	0.25	0.07
				501 人以上	0.5	0.38	0.1
オキシデーションディッチ方式 (BO D 型) であって右の処理性能を有す るもの				201 人以上 500 人以下	1.0	1.0	1.0
				501 人以上		1.0	1.0

注 1 表中に示す型式以外で個別認定を受けた施設にあっては、認定を受けた処理性能を排水基準で割った値を d 値とする。

2 規模が 201 人以上 500 人以下の施設に適用される d 値のうち、上段の値は昭和 61 年 12 月 23 日以前に設置されたものに限り、下段の値は昭和 61 年 12 月 24 日以後に設置されたものに限る。

滋賀県告示第 221 号

滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例施行規則の規定に基づき知事が定める排水基準に係る検定方法および排出水の量に係る測定方法 (昭和 60 年 滋賀県告示第 411 号) は、平成 20 年 7 月 31 日限り廃止する。

平成 20 年 3 月 31 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子